

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
I-253	防衛省市ヶ谷ミュージアム基本構想及び設計等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年2月6日(金) (10:45)
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年1月30日(金) 12:00 までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年2月4日(水)までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

適 合 条 件

1 条件

条件相手方は次にあげる要件を満たすこと。

(1) 契約相手方の施工及び運営実績について

ア 施工実績

過去5年以内に国が発注した常設の展示施設に関連する設計業務を元請けとして受注した実績を2件以上有している、又は過去5年以内に防衛省が発注した施設及び設備に関連する設計、施工業務を元請けとして受注した実績を3件以上有している。

イ 運営実績

契約相手方は、過去5年以内に国が常設している展示施設の管理運営業務を元請けで1年以上継続して運営した実績を有している、又は過去5年以内に国に準ずる機関及び都道府県の公的機関が有する施設及び設備の管理運営業務を元請けとして運営した実績を1件以上有している。

(2) 契約相手方の有資格者等の配置

ア 特定建設業の許可（建築工事業）及び一般建設業の許可（電気工事業）以上の認可を1年以上継続している者を配置すること。

イ 本業務は展示予定資料の確認が必要になる為、本業務の推進責任者又は推進担当者に、学芸員資格を有する者（3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。）を配置すること、又は防衛省及び外国国防当局への勤務経験をそれぞれ2年以上有している者を複数名配置すること。

2 提出書類

(1) 1に示す条件を満たすことを証明する資料を提出するものとする。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとし、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

(2) 提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

(3) 提出書類は虚偽がないものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年1月30日（金）12:00

仕 様 書			
件 名	防衛省市ヶ谷ミュージアム基本構 想及び設計等役務	作成年月日	令和8年1月
		作 成 課	大臣官房広報課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省市ヶ谷地区A棟ロビー、A棟から厚生棟への地下通路及び厚生棟における展示物等の基本構想及び設計等の業務について適用する。

なお、本業務は、市ヶ谷ミュージアムに向けた基本構想及び設計等（デザイン・レイアウト・仕様の策定等）を行うものであり、展示物等の施工（製作、設置工事）等は本業務の範囲に含めない。

1.2 用語の定義

市ヶ谷ミュージアムとは、24時間態勢で任務に当たる防衛省職員の士気高揚及び来庁者の防衛省・自衛隊に対する理解促進・イメージアップを目的とし、防衛省市ヶ谷地区の各施設（本調達では、A棟ロビー、A棟から厚生棟につながる地下通路、厚生棟1階）に展示物等を設置する事業の総称をいう。

2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第10号）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）

3 本業務に関する要求

3.1 業務の目的

急速に厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境の中、防衛省・自衛隊の取組を国民の皆様から御理解いただくことは一層重要になっていることを踏まえ、防衛省市ヶ谷地区の各施設において、防衛省職員及びその御家族が任務に誇りを持つことができ、来庁者に防衛省・自衛隊の存在意義や信頼感を醸成することができる展示物等の企画、デザイン、設計等（以下、設計等）を実施する。

3.2 契約相手方の要件

- (1) 契約相手方は、過去5年以内に国が発注した常設の展示施設に関連する設計業務を元請けとして受注した実績を2件以上有している、又は過去5年以内に防衛省が発注した施設及び設備に関連する設計、施工業務を元請けとして受注した実績を3件以上有している。
- (2) 特定建設業の許可（建築工事業）及び一般建設業の許可（電気工事業）以上の認可を1年以上継続している者を配置すること。
- (3) 本業務は展示予定資料の確認が必要になる為、本業務の推進責任者又は推進担当者に、学芸員資格を有する者（3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。）を配置すること、又は防衛省及び外国国防当局への勤務経験をそれぞれ2年以上有している者を複数名配置すること。
- (4) 契約相手方は、過去5年以内に国が常設している展示施設の管理運営業務を元請けで1年以上継続して運営した実績を有している、又は過去5年以内に国に準ずる機関及び都道府県の公的機関が有する施設及び設備の管理運営業務を元請けとして運営した実績を1件以上有している。

3.3 業務の内容

3.3.1 業務の条件

契約相手方は、次に掲げる基本方針に基づいて、市ヶ谷ミュージアムに係る設計等を行うものとする。なお、最終的な展示物等の内容・点数・仕様等については、官側の了承の上決定することとする。

(1) 共通

本業務の目的（3.1）を達成できる、防衛省・自衛隊の任務や活動等を迫力ある規模で、視覚的に分かりやすく表現した展示物等を設計等すること。パネル展示のみといった平面的な展示に留まらず、立体的な造形を施したり、自衛隊が活動の際に実際に使用していた物品を展示したりする等、防衛省職員やその御家族及び来庁者に強く印象付けるための設計等を官側へ提案すること。提案については、次号を基準とし、更に魅力的な展示物等の提案があれば、打ち合わせ時期によらず、官側へ積極的に提案すること。その際、消防法等、各施設等において遵守すべき法令等の遵守及び利用者等の安全には十分配慮した設計等を行うこと。展示内容の細部は官側の了承の上決定する。

(2) A棟ロビー

ア 来庁者に対し、市ヶ谷ミュージアムの荘厳さを感じさせるため、一定区画（正面南ゲートから中央ロビー、北ゲートまでの区画を基準とする。）に赤絨毯を敷設等する。

イ 正面南ゲート入って右手側は、自衛隊が従事する任務（陸海空における警戒監視、対領空侵犯措置、弾道ミサイル等破壊措置等）を紹介する展示物等を設置する。

ウ ロビー中央においては、市ヶ谷ミュージアムへの没入感を感じさせるような迫力ある看板を、階段を上った中央部分等に掲示する。また、ロビーのホール中央部には防衛省・統合陸海空各自衛隊の概要や各種活動を分かりやすく紹介するため、メインコンテンツとなるような、最新のタッチパネル式又は展示手法を用いた説明パネル等を設置すること。なお、当該説明パネルは可動式とする。

エ ロビー左手の区画は、防衛大臣等が臨時記者会見において、国内外に情報発信するにふさわしい背景等を設置する。

オ ロビーの壁面を活用し、統合・陸海空各自衛隊の活動状況がわかるパネルや装備品等を展示する区画を設置するものとする。

(3) 厚生棟 1 階

各種壁面を活用し、以下のテーマに合致する写真、パネル又は実物等（説明書きを含む。）を掲示する。説明書きは契約相手方が提案し、官側の了承を得て決定する。

ア 縁の下の力持ち（普段、注目が当たりにくい後方支援職種を紹介）

イ 命を守る（特定非常災害認定された震災に対する災害派遣活動を紹介）

ウ 命を守る 2（急患輸送、林野火災対応、航空救難活動等、イ以外の災害派遣活動を紹介）

エ 日本が世界で果たす責任（国際平和維持活動等に従事する自衛隊の活動を紹介）

オ 女性活躍推進、男女ともに働きやすい自衛隊（各種制度や制度を活用する隊員の声を紹介）

カ ○○からのありがとう（救助者や隊員家族から隊員に対する手紙や応援メッセージを紹介）

(4) A棟から厚生棟につながる地下通路

地下通路における両壁面を活用し、前号イ、エ、カに該当する写真又はパネルを設置する（説明書きを含む。）。その際、歩行者の歩行に阻害にならない程度の厚み、進行方向に対し傾斜を持たせる等、歩行者への視認効果を持たせることに着意するものとする。説明書きは契約相手方が提案し、官側の了承を得て決定する。

3.3.2 基本構想及び設計等役務

ア 基本構想の企画立案

3.3.1(2)～(4)で示した施設等において、本業務の目的（3.1）を達成できる展示物等を企画立案する。

イ 基本設計図の作成

- (1) 全体平面図、展開図、市ヶ谷ミュージアム空間のイメージパース図
- (2) 一般造作、什器図
- (3) グラフィック

- (4) デジタル検索、情報系コンテンツ展開図
- (5) 映像、情報関連機器図
- (6) その他必要な図面（展示設備、機器、備品等）
- (7) 展示制作の工程表の作成

展示物の制作及び現場設置等工事、納品検査までの工程計画を作成する。

3.3.3 打合せの実施

- (1) 契約相手方は業務を開始するにあたり、契約後速やかに大臣官房広報課と業務の進め方の打合せを行うものとする。
- (2) 契約相手方は基本設計図の内容について大臣官房広報課と打ち合わせを行いつつ進めるものとする。3.3.2の各業務を行う前後において、検討方針等を官に説明して行うものとする。また、官の要求に応じて進捗状況等を報告するものとする。
- (3) 打ち合わせは、1週間に1回を基準として実施するものとし、実施場所は防衛省市ヶ谷地区又は官が了承する場合に限りオンライン会議システムを用いて実施する。日程の細部は、都度契約相手方と大臣官房広報課との間で調整し決定するものとする。
- (4) 契約相手方は、打合せ内容に関する議事概要（電子データ）を作成し、官と契約相手方の相互確認の上、官に提出（打ち合わせ後2営業日以内）するものとする。

3.3.4 基本設計図の修正業務

契約相手方は、官の要求に応じ、基本設計図案（一部を含む。）を官に提出し、官の要求の都度、修正業務を行うものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 秘密保全

契約相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報についても、無断で第三者に漏らしてはならない。資料等の取り扱いを十分に注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、秘密保全に徹すること。なお、この効果は、本契約終了後も継続するものとする。

6 その他の指示

ア 納入品

納入品	形態	数量	備考

基本設計図 (3.3.2イ)	紙	5部	A3版横製本
	電子データ	1	
概算費用資料	電子データ	1	3.3.1(1)～(4)で設計等した展示物等を施工するために必要となる概算費用を令和8年2月中旬を目途に官へ提出する。

イ 納入期限

基本設計図は、令和8年3月31日までに提出するものとする。

なお、基本設計図の一部が完成した場合、官の要求に応じ、提出期限を待たず提出するものとする。

ウ 提出書類

(1) 実施計画書

契約相手方は、契約後すみやかに、大臣官房広報課と調整の上、業務進行の手順、日程、細部項目、実施体制、実施上の留意事項等を記載した実施計画書を1部作成し、大臣官房広報課に提出するものとする。

(2) 提出書類等の取扱い

(ア) 契約相手方が提出した書類等は成果物として、全て大臣官房広報課に帰属すること。

(イ) 提出された全ての書類等については、防衛省が永久的に、独占的かつ無制限に使用する権限を有するものとし、必要に応じ第三者に対して提示する場合もあることを認めるものとする。

(ウ) 契約相手方は、提出書類等の作成において第三者の著作権等を侵害しないことを確認する。

(エ) この契約において提出された書類等が第三者の権利を侵害しているとして、大臣官房広報課に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担する。

エ 貸付品

契約の相手方は、契約の履行にあたり、資料等を必要とする場合は、施設設計図書等は無償で貸付を受けることができる。

オ その他

本仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、書面により速やかに契約担当官と協議するものとする。

7 提出先

東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省内部部局大臣官房広報課

8 その他

グリーン購入法を遵守し、本調達物品等が「環境物品等の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

9 著作権

ア 契約相手方は、報告書が著作権法第2条第1項1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち契約相手方に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該報告書の提出時に防衛省に無償譲渡するものとする。

イ 契約相手方は、防衛省に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

(1) 納入品の内容を公表すること。

(2) 納入品を防衛省が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は防衛省の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

ウ 契約相手方は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、防衛省の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 納入品の内容を公表すること。

(2) 納入品を複製し、又は翻案すること。

エ 防衛省が著作権を行使する場合において、契約相手方は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

オ 契約相手方は、その作成する納入品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、防衛省に対し保証すること。

カ 契約相手方は、その作成する納入品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときには、契約相手方がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。

キ 本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。また、本業務によって発生した著作権は官に譲渡するものとする。

10 再委託

ア 本業務の契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額

について記載した書面を官に提出し承諾を得ること。

なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

イ 再委託を行った場合において、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を官に提出し承諾を得ること。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

11 第三者に係る取り扱い

ア 契約相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官の承認を得るものとし、当該者に契約相手方と同様の保全の約定をさせるものとする。

イ 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏洩又は他に転用してはならない。